改　5.133A　代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、5250-5275kHz及び26200-26350kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

追　5.133B　5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力15W(e.i.r.p.)を超えてはならない。ただし、第二地域のメキシコでは、5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力20W(e.i.r.p.)を超えてはならない。以下の第二地域の国々：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ及び同様に第二地域におけるオランダの海外領土では、5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力25W(e.i.r.p.)を超えてはならない。

改　5.140　付加分配：アンゴラ、イラク、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

改　5.141B　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、ギニア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

改　5.145B　代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、9305-9355kHz及び16100-16200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

改　5.149A　代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、13450-13550kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

改　5.158　代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、24450-24600kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

改　5.159　代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、39-39.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

改　5.161B　代替分配：アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキスタン、オランダ、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42-42.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

改　47-75.2MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
47-68 放送 5.162A　5.163　5.164　5.165 5.169　5.171	47-50 固定 移動	47-50 固定 移動 放送 5.162A
	50-54 アマチュア 5.162A　5.167　5.167A　5.168　5.170	
	54-68 放送 固定 移動 5.172	54-68 固定 移動 放送 5.162A
…		

改　5.164　付加分配：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47-68MHzの周波数帯、南アフリカでは47-50MHzの周波数帯、ラトビアでは48.5-56.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国に現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

削　5.166

改　5.167　代替分配：バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン及びシンガポールでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

改　5.167A　付加分配：インドネシア及びタイでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

改　5.170　付加分配：ニュージーランドでは、51-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

改　5.172　業務の種類の地域差：第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務に対する54-68MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（第5.33号参照）。

改　5.173　業務の種類の地域差：第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務に対する68-72MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（第5.33号参照）。

改　5.185　業務の種類の地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務に対する76-88MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（第5.33号参照）。

改　5.201　付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空